

白岡駅西口駅前会議室利用要綱

(令和6年3月29日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市のまちづくりの推進及び地域コミュニティの活性化を図るための白岡駅西口駅前会議室（以下「会議室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出日)

第2条 会議室の貸出しは、12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、貸出日を変更することができる。

(利用時間)

第3条 会議室の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(利用の範囲)

第4条 会議室の利用は、第1条の規定に即したものの又はこれに準ずることを目的としたものに限るものとする。ただし、公用若しくは公共用又は公益を目的とする利用で、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用申込及び承認)

第5条 利用者は、会議室を利用しようとする日の3月前から当日の利用前までに、様式第1号の白岡駅西口駅前会議室利用申込書を白岡市庁舎管理規則（平成4年 白岡町規則第14号）に定める庁舎管理責任者（以下「管理責任者」という。）に提出しなければならない。

2 管理責任者は、前項の利用の申込み順に内容を審査し、利用を認めた場合は様式第2号の白岡駅西口駅前会議室利用承認書を利用者に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市が利用するときは、様式第1号の白岡駅西口駅前会議室利用申込書の提出及び様式第2号の白岡駅西口駅前会議室利用承認書の交付は不要とする。

(利用の制限)

第6条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会

議室の利用を許可しないことができる。

- (1) 専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に会議室の名称を利用させその他営利事業を援助するとき。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支援、支持又は反対する事業を行うとき。
- (3) 特定の宗教、教派、宗派又は教団を支援、支持又は反対する事業を行うとき。
- (4) 会議室の管理上支障があるとき。
- (5) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (6) その他会議室の設置の目的に反するとき。

2 管理責任者は、会議室の利用が市の利用と重複する場合には、市の利用を優先させるものとする。

(利用承認の取消し等)

第7条 管理責任者は、第4条第2項の規定により利用を認めた場合であっても、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の承認を取り消し、又は利用を中止することができる。

- (1) 利用の承認を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- (2) 利用の目的及び内容に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の承認を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 施設を損傷若しくは汚損する行為をし、又は行為をしようとするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の円滑な運用に支障を来す行為をし、又は行為をしようとするとき。

2 管理責任者は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の規定による利用の取消し又は利用の中止を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わないものとする。

(損害の賠償等)

第8条 利用者は、会議室の利用に際し、故意又は重大な過失により会議室の施設及び設備を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(庶務)

第9条 会議室の利用承認等に関する庶務は、都市整備部街づくり課におい

て処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議室の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。